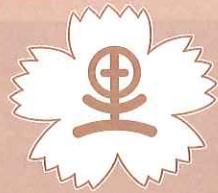


(財)全国里親会



里親たより

第90号

主な掲載内容

- 特集1 全国里親大会あいのち大会 *p.2 ~
- 特集2 地方自治体の里親制度への取り組み *p.6 ~
- 児童相談所と里親支援強化 佐藤隆司さん *p.10 ~
- 里親ビギナーズQ&A *p.13 ~
- 里親会を訪ねて 栃木県 県北地区里親会 *p.14 ~
- 私の養育体験 ト藏亜希子さん *p.16 ~

- 里親とファミリーホームで<家庭養護>の拡充を
ト藏康行さん *p.18 ~
- 社会的養護で育った子ども 相馬美可子さん *p.20 ~
- 各ブロック研修大会の報告
九州・北海道・四国 *p.22 ~
- 動き、書評、編集後記 *p.24 ~

トピックス (平成23年8月~10月)

■愛知県で全国里親大会を開催

10月2日、第57回全国里親大会が愛知県名古屋市（ウィルあいち）で開催されました。大会前日には9つの分科会に分かれて勉強会でした。

大会当日は表彰式の後、行政説明。その後、基調講演はヘネシー澄子先生の「愛着の絆は、子どもの未来を創る」。午後は対談フォーラム「子どもの命を守るために」が行われました。新生児里親委託を積極的に進める愛知県らしい大会となりました。参加者は700人を超える大きな大会となりました。この模様は特集でお知らせします。



全国里親大会オープニングで、少年少女合唱団「地球組」を背に挨拶をする柴田寿子・愛知県里親会連合会会長

■震災孤児・遺児に支援金を届けています

全国里親会に寄せられた「大震災こども救援基金」については第一次支援金として、①両親を亡くした子どもを養育している養育者、②母子又は父子家庭で親を亡くした子どもを養育している養育者、③父母のいずれかが亡くなりひとり親になったため子どもを預かっている養育者（いずれの場合もご両親が行方不明の場合を含む）に対して第一次支援金7万円（子ども一人当たり）をお届

けました。今回、申し込みが少なかったこともあり、新たに第二次支援金10万円をお届けすることになりました。

■被災里親家庭にお見舞い金を贈っています

里親会の会員である被災里親家庭に対して、被災状況に応じてお見舞い金を贈ることとしました。お見舞い金は一家庭に対し、①家屋の全壊100万円、②家族の死亡、行方不明50万円、③船、車の流失50万円、④家屋半壊、床上浸水30万円、⑤仮設住宅や知人宅に避難している場合50万円。地元から移動している場合も考えられますので、知り合いの方がおられましたらお知らせください。

なお、里親会の会員でない場合のお見舞い金は一律10万円を贈ることとしています。

■こども救援基金を引き続き募っています

おかげさまで「大震災こども救援基金」は9月20日現在1208件、42,834,935円が寄せられています。この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

今後も子ども救援活動を行っていきますので、引き続きご寄付いただけたら幸いです。詳しいお知らせは全国里親会のホームページをご覧になってください。

■親族里親について一部制度変更

9月1日から親族里親のうち扶養義務のないおじおばは養育里親として研修が義務づけられ、里親手当が支給されるようになりました。



日本財団
The Nippon Foundation

助成事業



特集① 第57回 全国里親大会 あいち大会

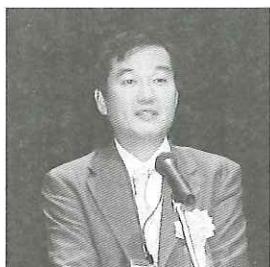
「子どもの命を守り、育て、つなげていこう未来へ～里親のできることは？～」

10月2日(日)、愛知県名古屋市の「ウィルあいち」(愛知県女性総合センター)で、第57回全国里親大会が開催され、700人近い参加がありました。長年、特別養子縁組を前提とした新生児の里親委託(赤ちゃん縁組)を実践してきた愛知県らしく、テーマは「子どもの命を守り、育て、つなげていこう未来へ～里親のできることは？～」。子どもたちの命を大切にしようという思いのこもった、大変充実した内容でした。厚生労働省による行政説明、基調講演、対談フォーラムで私が特に印象に残った部分を紹介します。(報告・村田和木／ライター)

行政説明

「社会的養護の課題と将来像について」

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課
課長 高橋俊之さん



高橋俊之課長
(写真提供・中兼正次氏)

●社会的養護の基本的方向は、家庭的養護の推進。養育者の家庭で子どもを養育する里親、ファミリーホームを優先する。施設養護でも養育単位を小さくし(小規模グループケアやグループホームなど)、できる限り家庭的環境での養育を推進する。

●ファミリーホームは家庭養護。里親が大きくなつたもので、施設が小さくなつたものではない。

●児童養護施設は、施設機能を地域分散化し、本体施設は機能を高度化する。グループホームなどを推進し、ソーシャルワーカーを配置し、地域支援の拠点となる。施設の小規模化は「脱施設」ではなく、施設が地域に拡大して大きくなると捉えてほしい。

●乳幼児は里親委託を優先する。乳児院は、低体重で生まれたり、疾患や障害のある赤ちゃんに専門的ケアを行う機能や、ショートステイなどの子育て支援機能を充実させる。乳幼児の集団養育には弊害があるので、乳児院でも養育単位を小規模化する。養育者が赤ちゃんと目と目を合わせて授乳ができるよう、人員配置や設備を充実していく。

●里親委託の一層の推進をはかる。養育里親も養子縁組里親もどちらも重要。養育里親は子どもと実親との関係を保ちながら養育していくことが大切。

●大震災後、全国の児童相談所も応援し、震災孤児を把握。ほとんどは親族と共におり、親族里親制度を活用し、大人になるまで支援していく。9月現在、震災孤児236人のうち151人について親族の里親を認定済み。民法の扶養義務のないおじやおばも、里親手当のある養育里親になれるよう省令改正した。

●望まない妊娠で養育できない保護者の意向が明確な場合は、児童相談所が妊娠中からの相談に応じ、特別養子縁組を前提とした新生児の里親委託を推進する。熊本・慈恵病院の「こうのとりのゆりかご」が提起した課題に、行政がしっかりと応える。児童相談所も匿名での相談を受ける。生後0日～0ヶ月の虐待死をなくすために、産科医会とも連携する。

●施設が9割、里親1割という現状から、本体施設、グループホーム、里親等を3分の1ずつに変えたい。

●里親等委託率を、10数年間で3割以上に引き上げたい。すでに3割を超えている自治体もある。最近5年間で福岡市が7%から21%に増やすなど、大幅に伸ばした県市もある。難しいのではなく、「やればできる」と思うことが大切。

●増加の大きい自治体の取組み事例を、全国の自治体に提供した。伸びた自治体では、児童相談所に熱心な専任の里親担当職員を置き、里親支援の充実、市民活動やNPO法人を通じて里親制度を口コミで広げるなどの活動を行っている。

●東京都杉並区で里子の死亡事件が起きた。非常に

残念。里親による死亡・傷害事件をなくし、里親を増やすために、里親支援の抜本的充実が必要。

●里親が養育に行きづまらないよう、里親支援の体制を強化する。児童相談所以外にも相談窓口をつくり、里親家庭への定期的な訪問を行っていく。

●里親支援機関事業で、すべての児童相談所単位で里親委託等推進員を配置していきたい。

●7月にまとめた「社会的養護の課題と将来像」で、全国の児童養護施設や乳児院に「里親支援担当職員（里親ソーシャルワーカー）」を置くこととした。来年度予算要求に盛り込んでいる。自治体が予算措置しやすい施設への措置費で行う。施設を地域支援型に変えていく役割も持つ。初めは里親支援の経験がなくても、続けるうちに里親さんに鍛えられていく。全国で700人置けば非常に大きな力になる。

●施設に置く里親ソーシャルワーカーは、児童相談所の児童福祉司、里親委託等推進員とチームを組んで、訪問や相談などの里親支援を行うことを検討している。地域の里親会の事務局の支援もできる。児童家庭支援センターも里親支援を行う。里親支援中心の児童家庭支援センターを設けることもできる。

●社会的養護の質を高めるため、6種別ごとの施設運営指針や里親養育指針を作る作業を進めている。施設の第三者評価や施設長研修も義務づける。

●来年度予算要求では、自立支援の予算も充実する。また、子どもが18歳で自立するのは難しいので、20歳までの措置延長を活用してほしい。

*

当日、高橋課長が配布した資料は、全国里親会のホームページから見ることができます。また、厚生労働省のホームページには、社会的養護に関するメニューがあります。ご覧ください。

http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo.html

基調講演

「愛着の絆は、子どもの未来を創る～脳の仕組みを知つて～」

ヘネシー澄子さん

(東京福祉大学名誉教授、社会福祉学博士、臨床ソーシャルワーカー)

ヘネシー澄子さんの講演は「里親さんは、傷ついた子どもたち、正常な成長の発達の軌道からはずれてしまった子どもたちを元の軌道に乗せるという、尊い使命を持っていらっしゃいます」という言葉から始まり

ました。最新の脳の研究をもとに、子どもとの愛着の絆をしっかりとつくることがいかに大切かを訴えた講演は、参加者に強い感銘を残しました。私が一番印象に残ったフレーズは「子どもの発育に沿った児童福祉を考えよう」です。ヘネシーさんの講演の一部を紹介します。



ヘネシー澄子さん

① 人間の赤ちゃんは生き物のうちで一番無力な状態で生まれる。

人間の脳が成熟するまで20～22年かかるため、子どもが独立するまで長期にわたる保護と養育が必要である。特に、脳の発達には愛着関係のある家庭環境が欠かせない。

② 人生最初の人間関係が、それ以降の人間関係の“鑄型（テンプレート）”をつくる。

「人生の初めに同じ保護者との一貫した、愛情のこもった養育の人間関係が、その子の情緒的、知的能力を築く基礎となるのである」(スタンリー・グリーンスパン医学博士)。「基礎」とは鑄型（テンプレート）のこと。人生の初めに肯定的な人間関係を経験した人は、次の関係も肯定的なものになる。

③ 「愛着の絆」とは、保護者と子どもが互いの間で結ぶ、特別な、深い、恒久的な、生理的・社会的・情緒的、そして知的な絆である。

母親（または保護者）が子どもに感じる「かわいい、いといし、守ろう」という想いと、子どもが母親（または保護者）に寄せる慕情と絶対的な信頼を「愛着の絆」と呼ぶ。

④ 愛着の絆をつくるには大切な節目がある。

愛着の絆がつくられる場所は、大脳辺縁系である。生まれたばかりから生後3ヵ月までがいちばん大事な節目。次に重要な時期は0～3歳。この期間に子どもの脳は爆発的に発達し、3歳までに大人の脳の90%ができる。愛着の絆を自然に結ぶことができるのは、大脳辺縁系が発達を終える6歳まで。

⑤ 出生後から3ヵ月までに結んだ愛着と、3ヵ月を過ぎてからつくる愛着の絆とでは、深さと質が異なることがわかった。

このため、欧米では親子関係が自然にできる「赤ちゃん縁組」が基本である。

⑥ 脳は柔軟なので、愛着の絆は、お互いが望むのであれば、何歳になっても結び直すことができる。

ただし、親子ともにかなり努力しないと難しい。

⑦ 信頼する保護者と引き離された体験は、子どもの発達途上においてトラウマ障害のひとつの原因になる。

主要な保護者が何度も変わったり、保護者と繰り返し離別した子どもは、大人が信用できなくなる。

⑧ 愛着づくりに欠かせない親や保護者の行動

● 安心・安全感を与える行動=目と目を合わせるアイ・コンタクト、優しいタッチと愛撫、抱擁やおんぶ。スキンシップは非常に重要である。ただ、虐待を受けた子どもは、やさしいスキンシップを体験していないため、触れられると「痛い！」と感じる。養育者は忍耐力をもって、微笑みとハグ（優しく抱くこと）を繰り返すこと。

● 赤ちゃんと波長を合わせる行動=赤ちゃんのニーズに即座に応える、赤ちゃんの微笑に微笑で応答する、赤ちゃんの表情や出す声を真似る。

● 赤ちゃんは自分の欲求に保護者が応えてくれることで、自分に自信を持つことができる。

⑨ 大脳が成熟するのは20～22歳。

人は20～22歳で大人の脳になる。18歳で措置解除されると、脳が十分に育ち切っていない状態で社会に出されるということ。

⑩ 子どもの発育に沿った児童福祉を考えよう。

● 妊娠中から3歳までの子育て支援で、愛着の形成を指導する。=虐待の予防

● 子どもの発達の節目に沿った社会的養護

・赤ちゃん養子縁組=永久の人間関係を目指して。

・赤ちゃん専門の里親ケア=3歳までは絶対に異動させない。

・大脳辺縁系が育ち終わる6歳までは里親家庭で育つことが必須。

⑪ アメリカでは、各州が子どもの命を守る法律を制定している。

「セーフ・サレンダー・ヘイヴン法」とは、親が

赤ちゃんを育てられない場合に、子どもの命の安全を確保する法律。法律で定められた期間中に、親が子どもを安全な避難所に引き渡せば、その親は罪に問われない。

⑫ 里親ケアの目標

● 暴力のない安全な家庭を提供する。

● 子どもと安定した愛着関係を確立するために、

・保護者自身の感情の調節を学ぶ。

・子どもと波長を合わせることを学ぶ。

・一貫した、敏感で同情のある応答の仕方を学ぶ。

・きちんとした生活習慣をつくる。日々の安定した生活が子どもの安心感につながる。

対談フォーラム

「子どもの命を守るために」

蓮田太二さん（医療法人聖粒会慈恵病院 理事長）

田尻由貴子さん（医療法人聖粒会慈恵病院 看護部長）

萬屋育子さん（愛知教育大学大学院 特任教授）

矢満田篤二さん（矢満田社会福祉士相談室 主宰）

<司会>

前田清さん（愛知県中央児童・障害者相談センター 児童専門監）



左から、蓮田太二さん、田尻由貴子さん、萬屋育子さん、矢満田篤二さん

対談フォーラムは、4人のシンポジストがそれぞれ発表する形で行われました。愛知県における「特別養子縁組を前提とした新生児里親委託（赤ちゃん縁組）」については89号で紹介しましたので、熊本・慈恵病院の実践を主に紹介します。

● 「こうのとりのゆりかご」設置の経緯

慈恵病院はカトリックの修道院が設立した病院で、「胎児から命である」という考え方のもと、人工妊娠中絶は一切行っていない。

2004（平成16）年、蓮田さんと田尻さんは、東

京に本部のある「生命尊重センター」のスタッフとともに、ドイツ・ハンブルク市にある保育園に設置されている「ベビー・クラッペ（赤ちゃんの扉）」を視察した。「ベビー・クラッペ」は、親が生んでも育てられない場合、赤ちゃんを匿名で預けることができる仕組み。蓮田さんは「日本にこのようなものが必要だろうか？」という思いで帰国したという。

ところが、熊本県内で生まれたばかりの赤ちゃんが遺棄される事件が3件続けて起き、2人が亡くなつた。蓮田さんは非常に心を痛め、遺棄されて命を失う赤ちゃんを救うために病院内に「ベビークラッペ」のような施設をつくることを決意する。

病院の一部改装許可願いを熊本市に申請してから許可が出るまで4ヵ月以上かかったが、2007（平成19）年5月10日、「こうのとりのゆりかご」（以下、「ゆりかご」と略す）を設置できた。

【参考】「ゆりかご」に預けられた子どもたちは？

開設から2009（平成21）年9月30日までの2年5ヵ月の間に預けられた子どもは51人。そのうち39例で親の居住地が判明したが、すべて熊本県外。親の居住地がわかった子どもはその自治体に移された。51人のうち、家庭引き取りになった子どもは7人、里親委託は12人、特別養子縁組が成立した子どもは1人しからず、6割以上の31人が乳児院等の施設で養育されている。

蓮田さんは「親が現れない子どもたちは、ぜひ特別養子縁組につなげて、温かい家庭で育てられるようにしてほしい」と強く願っている。

●慈恵病院の相談事業

慈恵病院では2002（平成14）年から、妊娠で悩む女性の無料相談を受けてきた。「ゆりかご」設置までの5年間の相談件数は合計で79件。しかし、「ゆりかご」開設と同時に相談件数が激増し、2007年度から2010年度までの4年間で2077件もの相談が寄せられた。

相談内容でいちばん多いのが「思いがけない妊娠」で、全相談の約3分の1を占める。その内訳は「未婚の妊娠（27%）」「若年妊娠（16%）」「不倫（12%）」「夫・パートナーの反対（9%）」「離別（9%）」「望まない妊娠（8%）」「暴力・レイプ（5%）」など。

相談は熊本県内だけでなく、全国から来る。年齢は20～30代がいちばん多いが、未成年からの相談

も16%ある。

●相談によって救われる命

相談総数2077件のうち、深刻だと思われる相談が3分の1以上の718件あった。

田尻さんたちが相談にのった結果、自分で育てることになった例が142件、生活が落ち着くまで一時的に乳児院に預けることになった例が22件、特別養子縁組になった例が113件、合計277人の赤ちゃんの命が救われている。特別養子縁組をした子どもたちは生き生き元気に、幸せに育っているそうだ。

なお、慈恵病院の相談窓口はフリーダイヤルで、田尻さんを含む4人の相談員が24時間365日、年中無休で対応している。

●「ゆりかご」にたどり着く人の気持ち

前・愛知県刈谷児童相談センター長だった萬屋育子さんは、以前、ひとりで慈恵病院を訪ねた経験から「生まれたての乳児を抱えながら、見知らぬ土地の知らない場所に行くというのは大変なこと。連れていく人は、子どもの命を救うために精一杯の思いでたどり着いているのだと思う」と話した。

●赤ちゃん縁組は子どものため

愛知県では、児童相談所が妊娠中の相談と出産直後の相談に応じ、出産した人がどうしても育てられない場合は、新生児を病院から直接、里親宅へ委託している。

「児童相談所は、子どもが欲しい人のために赤ちゃんを紹介するのではなくて、あくまでも親を必要とする子どものために親子の縁結びをしています。生みの親との縁が薄い子どもには、家庭環境が欠かせないことを強調したい」（矢満田篤二さん）

●田尻由貴子さんの提言

1 妊娠相談窓口の充実と周知

2 緊急周産期の医療連携

全国ネットワークの構築が必須。それがないと赤ちゃんは救えない。

3 妊娠・出産に関する経済的支援の充実

妊娠中から相談を受ける必要性がある。

4 若年妊娠の予防＝いのちの教育の強化・徹底

なぜ、小学生や中学生が妊娠してしまうのか？

大人が子どもに「いのちの教育」をしっかりしていかなければならない。

5 特別養子縁組の理解・制度の充実

全国の児童相談所長会議で話し合ってほしい。

特集② 地方自治体の里親制度への取り組み ——地域の里親会に聞く

厚生労働省は今年3月、「里親委託ガイドライン」を作成し地方自治体に通知しました。“里親委託優先の原則”がうたわれ、積極的に里親委託を推進していく内容になっていますが、地方自治体の現状はまだ道半ば、という状況です。

そこで、各地方自治体の取り組みについて地域の里親会を対象にアンケートを実施しました。本来であれば主管課に問い合わせるべきなのでしょうが、地域の里親会も対象エリアの現状を知ってほしいという趣旨のことです。そのため、あるいは自治体の取り組みと異なる回答があるかも知れません。

全国68の里親会にお聞きし、61の里親会から回答をいただきました（回答率89.7%）。実施したのは平成23年10月です。山口県のみが支部ごとに回答していただいているが、支部ごとに取り組みが異なりますので全体の集計割合からは除外しました。（木ノ内博道）

① 新生児里親委託への取り組み

「里親委託ガイドライン」では「特定の大人との愛着関係のもとで養育されることが、子どもの心身の成長や発達には不可欠である」として、新生児里親委託を積極的に行うよう明記しています。

「新生児里親委託への取り組み」に回答いただいた61の地域のうち6地域(9.8%)で新生児の里親委託に「積極的に取り組んでいる」と回答しています。また「多くはないが取り組んでいる」が19地域(31.1%)。新生児里親委託に「取り組んでいない」は17地域(27.9%)。「今後取り組む予定」は11地域(18.0%)。千葉県の「全国の先進事例を参考に検討」との回答は、「今後取り組み予定」と同様の回答と言えます。「分からない」が4地域(6.6%)でした。

新生児の里親委託は保護者の同意がとりにくく、児童相談所としても特に丁寧な対応が必要となることから、なかなか進まないようです。他の設問に比べて「取り組んでいない」との回答が多く、「今後取り組む予定」が少ないのも新生児里親委託の特徴といえます。堺市からは「産科病院と連携して取り組む必要がある」とのコメントをいただきました。

② 措置延長への取り組み

18歳以上の措置延長について、「里親委託ガイドライン」では「児童相談所長等が必要と認めるときは、児童福祉法第31条により満20歳に達するまでの間、委託を継続することができる」として、以下の3項目をあげています。

- ・大学等や専門学校等に進学したが生活が不安定で継続的養育が必要な子ども。
- ・就職又は福祉的就労をしたが生活が不安定で継続的な養育が必要な子ども。
- ・障害や疾病等の理由により進学や就職が決まらない児童で継続的な養育が必要な子ども。

① 取り組みの割合

「措置延長の取り組み」について「積極的に取り組んでいる」は5地域(8.2%)とわずかでした。新生児里親委託よりも少ないとえます。しかし「多くはないが取り組んでいる」は33地域(54.1%)と半数を超えていました。取り組んでいるが積極的ではないという状況のようです。

「取り組んでいない」は10地域(16.4%)で「今

後取り組む予定」は8地域(13.1%)、「分からない」は3地域(4.9%)です。

② 取り組みの内容

取り組みの内容については「高校卒業後の進学のため」に措置延長をしているのが最も多く20地域(32.8%)。次いで「障害を持っている場合」に措置延長をすると回答したのが18地域(29.5%)、「高校を卒業したが就職できないため」が15地域(24.6%)となっています。「高校を卒業するまで」と回答した地域がありましたが、一般に行われている措置延長ではないかと思われます。

これらの回答以外では、「定時制高校を卒業するまで」(横須賀市)、「就職後生活が安定するまで」(大阪市)、「障害を持っている児童は自立のめどがつくまで」(沖縄県)などがあげられています。また、「必要に応じて実施している」(北海道)や「家庭や本人の状況を見て児相が判断する」(群馬県)、「該当ケースに応じて」(島根県)などケースによって延長を行っている地域もあるようです。

③ 親族里親への取り組み

親族里親について“里親委託ガイドライン”では「両親等子どもを現に監護している者が死亡、行方不明又は拘禁等の状態になったことにより、これらの者による養育が期待できず、結果として施設への入所措置が余儀なくされる場合において、積極的に活用する」と述べています。また、これらの理由のほか「疾病による入院や精神疾患により養育できない場合なども含まれる」としています。

親族里親への登録については「積極的に取り組んでいる」は14地域(23.0%)。「多くはないが取り組んでいる」は38地域(62.3%)と最も多くなっています。「取り組んでいない」は東京都と浜松市の2地域(3.3%)にとどまっています。「今後取り組む予定」は3地域(4.9%)です。

④ 専門里親への委託

「専門里親への委託」状況については13地域(21.3

%)が「積極的に取り組んでいる」と回答しています。「多くはないが取り組んでいる」が36地域(59.0%)と最も多くなっています。「取り組んでいない」は5地域(8.2%)。「今後取り組む予定」は4地域(6.6%)となっています。

⑤ 里親等委託率の目標

厚生労働省は里親等委託率を平成26年度に16%にする目標を掲げていますが、これに対し、地方自治体ごとに別に目標を掲げているところがあります。

里親委託率の目標を独自に掲げているか聞いたところ、「目標を独自には設定していない」との回答は22地域(36.1%)。「目標を独自に設定している」は27地域(44.3%)となりました。

今後「目標値を決めるべく検討中」が10地域(16.4%)ありました。

目標を独自に決めている地域のうち、20%以上の目標を掲げている地域は5地域。最も高いのは沖縄県で26.5%、次いで山梨県(26%)、福岡市(25%)、千葉県(21%)、鳥取県(20%)と続きます。

⑥ まとめ

それぞれの地域に固有の事情があり一概に言えることではありませんが、それぞれの質問項目に「積極的に取り組んでいる」と回答があったのは北海道のみであり、山梨県は「措置延長への取り組み」については取り組んでいないものの、それ以外の項目には「積極的に取り組んでいる」と回答しています。

反対にどの項目にも「取り組んでいない」と回答があったのは東京都。秋田県は「措置延長への取り組み」以外では「取り組んでいない」と回答しています。

国が社会的養護を家庭養護に舵を切りつつある現在、里親家庭で暮らす子ども、あるいは里親にとって、この地域で暮らしていくよかったですと思えるよう地方自治体の福祉が充実してほしいと思いますし、そのため地域で暮らす里親、里親会が働きかけていってほしいと思います。そのための資料としてこのアンケートが活用されれば幸いです。

自治体の里親制度への取り組み・アンケート調査

	新生児里親委託への取り組み	措置延長への取り組み	措置延長への取り組み内容
北海道	積極的に取り組んでいる	積極的に取り組んでいる	必要に応じて実施
青森県	多くはないが取り組んでいる	多くはないが取り組んでいる	高校卒業後の進学のために
岩手県	取り組んでいない	取り組んでいない	未回答
宮城県	回答なし	回答なし	回答なし
秋田県	取り組んでいない	多くはないが取り組んでいる	高校卒業のため
山形県	取り組んでいない	多くはないが取り組んでいる	高校を卒業したが就職できない・障害を持っている場合
福島県	多くはないが取り組んでいる	多くはないが取り組んでいる	高校卒業後の進学のために
茨城県	分からず	分からず	未回答
栃木県	取り組んでいない	多くはないが取り組んでいる	高校卒業のため
群馬県	今後取り組む予定	今後取り組む予定	家庭や本人の状況を見て児相が判断する
埼玉県	未記入	未記入	未記入
千葉県	全国の先進事例を参考に検討	多くはないが取り組んでいる	大学への進学のために
東京都	取り組んでいない	取り組んでいない(ごく少数)	障害を持っている場合
神奈川県	取り組んでいない	多くはないが取り組んでいる	障害を持っている場合、その他(被虐待児に限定されている様子)
新潟県	多くはないが取り組んでいる	多くはないが取り組んでいる	高校卒業後の進学のため・高校を卒業したが就職できない・障害を持っている場合・高校卒業まで
富山县	今後取り組む予定	分からず	障害を持っている場合(以前に1件あった)
石川県	今後取り組む予定	今後取り組む予定	現在まで該当児童がない
福井県	取り組んでいない	積極的に取り組んでいる	高校在学中の場合
山梨県	積極的に取り組んでいる	取り組んでいない	未回答
長野県	今後取り組む予定	多くはないが取り組んでいる	高校卒業後の進学のため
岐阜県	回答なし	回答なし	回答なし
静岡県	多くはないが取り組んでいる	今後取り組む予定	高校を卒業したが就職できないため
愛知県	積極的に取り組んでいる	多くはないが取り組んでいる	高校を卒業したが就職できないため・その他
三重県	多くはないが取り組んでいる	多くはないが取り組んでいる	高校卒業後の進学のため・高校を卒業したが就職できないため・障害を持っている場合
滋賀県	多くはないが取り組んでいる	多くはないが取り組んでいる	障害を持っている場合
京都府	取り組んでいない	積極的に取り組んでいる	高校卒業後の進学のため
大阪府	積極的に取り組んでいる	多くはないが取り組んでいる	高校卒業後の進学のため・高校を卒業したが就職できないため
兵庫県	今後取り組む予定	多くはないが取り組んでいる	高校卒業後の進学のため・高校を卒業したが就職できないため・障害を持っている場合
奈良県	今後取り組む予定	多くはないが取り組んでいる	高校卒業後の進学のため・高校を卒業したが就職できないため
和歌山县	多くはないが取り組んでいる	取り組んでいない	未回答
鳥取県	今後取り組む予定	多くはないが取り組んでいる	高校卒業後の進学のため
島根県	今後取り組む予定	今後取り組む予定	該当ケースに応じて
岡山县	今後取り組む予定	分からず	未回答
広島県	多くはないが取り組んでいる (中部支部) 多くはないが取り組んでいる、(周南、西部、長北支部) 取り組んでいない、(東部支部) 今後取り組む予定	取り組んでいない (長北支部) 積極的に取り組んでいる、(中部、東部支部) 多くはないが取り組んでいる、(西部支部) 取り組んでいない、(周南支部) 事例なし	障害を持っている場合
徳島県	分からず	多くはないが取り組んでいる	高校卒業まで
香川県	取り組んでいない(保護者の同意が困難、養育里親の年齢などから)	今後取り組む予定(現在は対象児童がいない)	未回答
愛媛県	多くはないが取り組んでいる	多くはないが取り組んでいる	障害を持っている場合
高知県	回答なし	回答なし	回答なし
福岡県	多くはないが取り組んでいる	多くはないが取り組んでいる	高校卒業後の進学のため・高校を卒業したが就職できない・障害を持っている場合・その他
佐賀県	取り組んでいない	積極的に取り組んでいる	高校卒業後の進学のため・高校を卒業したが就職できないため
長崎県	回答なし	回答なし	回答なし
熊本県	分からず	多くはないが取り組んでいる	障害があつて高校を留年した場合
大分県	積極的に取り組んでいる	今後取り組む予定	高校在学中の場合
宮崎県	多くはないが取り組んでいる	多くはないが取り組んでいる	高校を卒業したが就職できないため
鹿児島県	取り組んでいない	取り組んでいない	未記入
沖縄県	多くはないが取り組んでいる	多くはないが取り組んでいる	障害を持っている場合・高校留年、定期制高校、高等などは卒業、もしくは20歳まで。障害を持っている児童は自立のめどがつくまで
札幌市	積極的に取り組んでいる	取り組んでいない	未記入
仙台市	多くはないが取り組んでいる	積極的に取り組んでいる	高校卒業後の進学のため・高校を卒業したが就職できないため
さいたま市	今後取り組む予定	多くはないが取り組んでいる	障害を持っている場合
千葉市	多くはないが取り組んでいる	多くはないが取り組んでいる	高校卒業後の進学のため
相模原市	今後取り組む予定	多くはないが取り組んでいる	障害を持っている場合
横須賀市	取り組んでいない	多くはないが取り組んでいる	高校卒業時の自立が困難と考えられたため・定期制高校卒業(19歳)まで
横浜市	分からず	今後取り組む予定	未記入
川崎市	回答なし	回答なし	回答なし
新潟市	回答なし	回答なし	回答なし
静岡市	多くはないが取り組んでいる	多くはないが取り組んでいる	障害を持っている場合、その他(就労継続の支援のため)
浜松市	多くはないが取り組んでいる	取り組んでいない	未記入
名古屋市	多くはないが取り組んでいる	取り組んでいない	未記入
京都府	取り組んでいない	多くはないが取り組んでいる	高校ではなく4年制の専門学校に進学の場合
大阪市	多くはないが取り組んでいる	多くはないが取り組んでいる	高校卒業後の進学のため、高校を卒業したが就職できないため、その他(就労生活が安定するまでの間)
堺市	取り組んでいない	今後取り組む予定	高校卒業後の進学のために
神戸市	取り組む予定である	多くはないが取り組んでいる	障害を持っている場合
広島市	多くはないが取り組んでいる	多くはないが取り組んでいる	高校を卒業したが就職できないため
北九州市	取り組んでいない	多くはないが取り組んでいる	高校卒業後の進学のため、定期制高校等の卒業までの期間
福岡市	取り組んでいない	多くはないが取り組んでいる	その他
金沢市	回答なし	回答なし	回答なし
岡山市	取り組んでいない	取り組んでいない	高校を卒業したが就職できないため

児童相談所と里親支援強化

■ 里親担当の経験から～

里親業務専任の課(係)の設置は喫緊の課題

佐藤隆司（神奈川県中央児童相談所子ども支援課長）

担当した子どもの晴れ姿に感無量

昨年10月16日。ある里親さんから「今度、娘のAがミュージカルに出演することになったんです。ぜひ、佐藤さんも観に来てください」と連絡がありました。

Aさんは、彼女が幼いとき、児童養護施設より兄と一緒に里親委託しました。私が区域担当の児童福祉司として兄妹に関わった期間は5年前後でしたが、里親の研修会などの際、里親さんと一緒に来た彼らに会って、言葉をかわすことはありました。Aさんが中学生の頃、里母さんに「将来、どんな職業に就きたいとか話すんですか」と質問すると、「役者になりたいって言っているんですよ。Aは自分で決めたら頑固なところがあるので、どうなることやらです」などと会話を記憶があります。

光陰矢の如し。すでにAさんは成人で、彼女の晴れ姿を迎えるに至りました。目の前のステージでスポットライトを浴びて歌って踊るAさんの姿に「本当に里親さんにお願いして良かった」と、熱く込み上げるものがありました。Aさんだけでなく、里親に委託した子どもたちの将来に関われることは、児童相談所職員にとって本当に幸福な出来事です。

疑心暗鬼から相互理解へ

私が里親担当の業務につく際、上席の児童福祉司から「里親さんと付き合うのは大変だよ。みんな考えることが違うから」「委託候補の子どもがいたら、里親さんの希望に沿って委託するように配慮してくださいね」と指摘されました。

一方、全国の里親さんの児童相談所に対する発言を聞くと、「エッ、本当？！」と驚くことが少なくありません。要するに、里親と児童相談所の信頼関係が築かれていません。

たとえば、「子どもが委託されても、児童相談所は家庭訪問しない」「担当者が替わりましたという連絡があって、しばらくすると、また担当者が替わっていて、いまは誰が担当者か分からない」など、里親と児童相談所職員との関係の問題。また、「里親として認定・登録した後、児童相談所からは何年も委託の話がありません」「突然、児童相談所から委託の打診があって『主人と相談して連絡します』と答えると、『今日中に返事がなければ次の里親さんに頼むので、早く答えてもらわないと困ります』と言うんです」など、委託をめぐる問題……。

このような問題が繰り返し続いているのは、非生産的です。里親と児童相談所の疑心暗鬼な関係は、里親に委託する子どもたちに大きく影響するとともに、社会的養護の趣旨と異なります。

まずは児童相談所が里親の意見を真摯に受け止めなければ、円滑な委託には結び付きません。円滑な委託の大前提是“児童相談所は里親を理解し、里親は児童相談所を理解する”、つまり相互理解です。

たとえば、私が里親担当に就任した後、第一に取り組んだのは、養育里親と養子縁組希望里親の明確化でした（以前は、養育里親と養子縁組希望里親の区別がませんでした）。

委託候補の子どもは養育里親に集中するため、結果的に、養育里親には認定・登録後、比較的早期に子どもを委託します。一方、養子縁組希望の方にタイミングで縁組できる子どもを委託することは難しく、養育里親に委託すべき子どもをお願いするなど、“需要と供給のバランス”に不均衡なところがありました。

里親さんたちからは「私たちより後に認定・登録されたのに、早く子どもが委託されて、私たちには話がありません」という不満をよく聞きます。児童相談所は事前に里親委託の実情と委託までの調整過程などを説明しておく必要があります。説明しなければ、児童相談所の実情は伝わりません。

里親委託の活性化を図る

養育里親と養子縁組希望里親を明確に分けた後は、養育里親には養育の子どもを、養子縁組希望里親には縁組できる子どもを委託しました。そして、縁組が成立した方たちには、養子縁組里親から養育里親に登録変更をしていただき、一時保護委託をお願いしたり、児童福祉施設の子どもたちの3日里親（神奈川県の場合、週末里親は「3日里親」の名称）として活動していただくようにしました。

未委託の方と養子縁組希望の方の意向は、直接、児童福祉司が担当区域の里親を家庭訪問して、確認することにしました。里親担当は日常的に里親と接触するものの、子ども担当の児童福祉司がそれぞれの里親の家庭事情や養育環境などを把握しなければ、的確な里親委託はありません。

とにかく、里親と接触する機会が増えれば、里親と児童相談所の距離感は縮まり、結果的に里親委託は大きく前進することになります。

里親区分の明確化は、里親自身の目標の明確化につながりました。また、元養子縁組希望里親を養育里親に登録変更することで、一時保護委託や施設の子どもたちの3日里親などが増え、里親の稼働率は格段に向上しました。

養子縁組希望里親の登録変更は、里親会の研修会・イベントなどの際に、養育の子ども、里親の実の子ども、養子縁組の子ども、児童福祉施設の子どもが一堂に会する機会に結び付きました。

大人からは「里子だと分かってしまう」「真実告知の前なので不安です」などの意見が出ましたが、子どもたちはたくましく、ひと昔前の異年齢集団そのものです。一緒に遊ぶ姿からは、子ども間の心理的壁など全く感じられません。このことは、養子縁組を希望する新しい里親の皆さんに“子どもは分け隔てなく”的好結果をもたらしました。

公的制度としての里親の役割

養育里親と養子縁組希望里親の明確化に続く取組みは、里親制度に対する共通理解でした。

たとえば、里親さん的一部には「里子だと分からぬ配慮をお願いします」「まだ真実告知していな



いので、児童相談所の封筒で郵便物を送らないでください」など、「里親」と名乗ることを拒む傾向がありました。しかし、里親制度は子どものための公的制度であり、公的制度には一定のルールがあります。里親制度の趣旨を理解することは、社会的養護の第一歩です。

今年3月30日に厚生労働省から出された里親委託ガイドラインの「7. 里親への支援（4）里親による相互交流と研修」には「児童相談所は必要に応じて、里親支援機関等と連携し、里親と一緒に里親による相互交流や研修を企画するなど、定期的に情報交換や養育技術の向上を支援し、また、里親担当者は里親会の紹介を行い、研修や交流会の参加について里親の理解を得る」とあります。

私は里親担当業務に携われば携わるほど、「里親だからこそ体験する問題」があり、「里親だからこそ、共有して問題解決を図る必要性」があることがわかって、里親の相互交流の重要性を痛感してきました。「子どもに里子であることがバレるので家庭訪問をしたり、児童相談所を名乗って電話したりすることは控えてください」という発言は、里親支援の輪を縮めることになるだけでなく、公的制度としての里親の役割を放棄することになりかねません。

ですから、私はある研修会の際、「中には里親であることを隠される皆さんがあります。「私は里親です」と宣伝して歩く必要はありませんが、隣近所や学校の先生に、実の子どもではないお子さんを育てていることを質問されたら、胸を張って『私は児童福祉法に基づく里親です』と言って欲しいのです」とお伝えしました。

若干の紆余曲折はあったものの、それ以降、児童相談所や里親会からの郵便物を拒んだり、意図的に里親を隠蔽することはなくなりました。社会一般に

児童相談所と里親支援強化

里親担当の経験から～
里親業務専任の課（係）の設置は喫緊の課題

対し、「里親は児童福祉法に明文化された公的制度である」という理解を求めるることは、里親にとって必要不可欠な姿勢です。

また、皆さんから「実際に子どもを育ててみると、聞くとやるとでは大違い。仲間の里親さんの一言が支えになりました」「子どもがぐずったり、風邪薬を飲むことを拒んだりしたときは、顔見知りの里親さんに相談して本当に助かりました」と、よく聞きます。結局、里親の一番の理解者は里親なのです。仲間同士の助け合いは欠かせません。

子どもにも里親にも支援を

里親と児童相談所の信頼関係を構築するためにいちばん大事なのは、透明性のある里親委託です。

「児童相談所に養育相談すると、子どもを引き上げられる」「児童相談所に、子どものことを『大変です』と話すと、ダメな里親という烙印を押されて、次の子どもが委託されなくなる」などの逸話は、いまだに根強く存在します。里親委託は、子どもを実親と分離した後、里親家庭に統合することです。里親と子どもに無理強いしては、良好な親子関係は結べません。里親に「子育てに行き詰まつたら、遠慮なくSOSを発信してくださいね」と伝えるなど、里親の負担感への配慮は不可欠です。

里親制度運営要綱の「第6 里親が行う児童の養育」には、「7 里親は、児童の養育に関する問題が生じ又は生じるおそれがある場合及び児童の養育についての疑問や悩みは、1人で抱え込まず、速やかに指導担当者に連絡するとともに、児童相談所等の公的機関又は里親支援機関等の民間団体に相談を行い、児童が健全に育成されるよう努めること」とあります。

しかし、養育の負担が増したり、里親里子関係が不調になった際、里親側に「児童相談所に子どもを引き上げられる」「ダメな里親と烙印を押される」などの不信感があると、SOS発信を躊躇するため、里親が煮詰まり、結果的に子どもを一時保護せざるを得なくなる事態に陥る危険性があります。

社会的養護を必要とする子どもたちは、実親との分離体験とともに、発達の課題や虐待などの外傷体験を抱える（抱えざるを得なかった）子どもたちです。一方で、大半の里親は善意ある一般市民です。



日常生活を送りながら、委託された子どもを育てるだけでなく、子どもの記録、自立支援計画の策定に委託費用の請求など、ひとり2～3役を担わなければなりません。里親の役割は多岐にわたるため、児童相談所側は臨機応変に、里親の求める支援に対応しなければなりません。

要するに、子どもに対する社会的自立のための支援と同時に、子どもたちの受け皿である里親家庭への支援が必要で、そのふたつは車の両輪なのです。

里親支援強化のために児童相談所の体制整備を

最後になりますが、児童相談所による里親支援体制の強化は大命題です。

全国の児童相談所の大半の里親担当は、区域担当などと兼務しています。里親業務にさく時間は里親担当個人の裁量によるところが大きく、補佐役に里親委託等推進員が配置されたものの、里親業務全般のコントロール（進行管理）は里親担当が中心的役割を果たします。ただ、子どもを里親に委託したり、一時保護委託、レスパイトなどの具体的な作業は、区域担当の児童福祉司（子ども担当）が取り組まなければなりません。

里親担当は、児童相談所職員全員に里親制度の理解と委託の仕組みを伝えなければ、里親制度の活性化と継続性の確保は難しくなります。

今後、児童福祉施設に里親専門職員が配置されるなど、里親支援の輪は拡充していきます。しかし、里親支援と里親支援全般の責任の主体は、措置権者である児童相談所が担わなければなりません。

里親委託ガイドラインに記載されている「里親委託優先の原則」を実現するには、里親支援と里親業務全般のコントロールのための里親業務専任の課（係）の設置が喫緊の課題です。

里親ビギナーズ

Q & A

東日本大震災の影響でしょうか、このところ新しく里親になる方が増えているようです。そうした方々の素朴な疑問に答えていきます。(木ノ内博道)

子どもの姓を里親の姓にした方がいいのでしょうか?

Q 里親会に入って先輩里親に聞いてみると、委託された子どもの姓を里親の姓にしている方が多くいらっしゃいました。子どもの姓をどう考えればいいのでしょうか。

A 子どもが里親家庭で暮らすと、施設にいた時とは違うさまざまな問題がでてきます。子どもの姓の問題もその一つでしょう。子どもの姓ではなく里親の姓を通称名として使っている里親が多いことは事実です。里親と子どもの姓が違っていることによって、クラスでいじめにあうのではないか、と言った心配が通称名を使っている理由のようです。

里親と養子縁組を混同していた時代が長く続きましたが、平成21年度から養育里親と養子縁組を希望する里親は制度上はっきり分かれました。養育里親が社会的養護を担う里親として明確にされたのです。里親の姓を子どもに使わせるのは社会的養護が養子縁組と混同されていた時代の名残かも知れません。

最近の考え方では、里親の姓を子どもに使わせるのはあまりよいことだとは思われなくなっています。子どもが成人して自分の姓を使いだしてから、子ども時代の友人には里親の姓を、成人してからの友人には自分の姓を使い分けることによって、アイデンティティが混乱するおそれがあります。どうしても子どもに里親の姓を名乗らせたい場合は、子どもにそのことを話し、意見を聞くことが大切です。

また、実親がいる場合、子どもの姓を里親の姓にしていたら、どんな気持がするでしょう。子どもを取られてしまったと思うのではないですか。子どもを里親に委託する場合、自分の子どもを取られてしまうのではないかと委託に反対する実親が少な

くありません。このことにも配慮してほしいものです。

子どもに里親を何と呼ばせたらいいのでしょうか?

Q まだ委託されていませんが、委託されたら子どもに「お母さん」「お父さん」と呼ばせた方がいいのでしょうか。

A 里親家庭での養育は愛着がテーマなることが多く、委託と同時に「お母さん」「お父さん」と呼ばせたい気持ちは分からないでもありませんが、子どもの立場で考えてみると、そんなに簡単なことではなく、しばらく時間をおいてみてはいかがでしょうか。

特に実親と交流がある場合、実親がなんと思うかについても考えてみたいものです。最近は長期養育ではなく短期間預かるケースが増えています。実親の代わりをするだけでなく、実親の補助を里親が担うわけですから、呼ばせ方だけでなく、自分が期待されている立場、役割についても考えてみましょう。

お勧めの本を教えてください

Q 子育てに役立つ本があったら教えてください。

A 子育て本は無数にあります
が「子育てハッピーアドバイス」(明橋大二著・1万年堂出版)は
マンガ仕立てになって
いてお勧めです。

たとえば「抱っこしないことが続くと、赤ちゃんは、あるときから泣かなくなる。手がかからないよい子ではないのです。心のトラブルの始まりです」とあってドキッとします。課題を抱えた子どもについてはまた別の本になりますが、まずはとってもやさしい入門書です。



—このコーナーへのご意見、ご質問をお待ちしています。



里親会を訪ねて

栃木県 県北地区里親会

今回の里親会訪問では、栃木県県北地区里親会の里親サロンを訪問しました。県北地区は県北部の那須塩原市を中心とした地区です。

栃木県には、中央児童相談所、県南児童相談所、県北児童相談所の3つの児童相談所があり、里親会も中央、県南、県北と3つに分かれています。3つの里親会を合わせた財団法人栃木県里親連合会の役員は、会長1名、副会長2名、理事9名、評議員24名、監事3名です。今回訪問させていただいた県北地区里親会の会長小口晋（こぐち・すすむ）さんは、連合会の会長も兼ねています。

平成23年4月1日現在で、栃木県の里親委託率は16.1%で、国が平成26年度までの目標値としている16%にすでに達しています。県では独自に平成27年度の目標値として19%を打ち出し、里親制度の普及・啓発、里親の研修などに力を注いでいます。
(三輪清子)



児童相談所と協働で行う活動

栃木県下3つの里親会では研修は合同で行いますが、里親サロンや里親会行事は各里親会が行います。県北地区里親会の毎月1回の里親サロンとバーベキュー・そば打ちなどの行事は児童相談所が呼びかけて行っています。里親の普及・啓発なども児童相談所と里親会が協働して行っています。

また県北児童相談所では里親会に呼びかけて、「子育て教室」を開催しています。去年行われたコモンセンス・ペアレンティングというペアレントトレーニングに参加した方は、「もっと前から知っていたら

ば良かった」「実子を3人育ててきたけど、それでも本当に勉強になった」と話していました。



里親サロン

今回私が参加させていただいた県北地区里親会の里親サロンの出席者は、会長の小口晋さん、夫人の小口マスエさん、里親の谷口麻衣さん、田村英子さん、橋本秀子さん、前田澄子さん、石田博子さん、里親委託等推進員の宇賀神和美さんの合計8名です。毎月1回開催されるこのサロンの出席者は常時6~10名だそうです。多くの子どもを委託されてきた里親さん、数名の子どもを委託されてきた里親さん、初めて子どもを預かった里親さん、未委託だけれども実子の子育て経験がある里親さんと、様々な経験年数、年齢の里親さんが混ざり合った里親サロンで、温かい雰囲気のなか、それぞれが対等に、臆することなく発言をされていました。里親サロンなので、特に決められたテーマはなく、主な話題は以下のようなものでした。

- ・全国里親大会あいち大会に参加した報告と感想
- ・里親は子どもを選べない、子どもも里親を選べないのだから、子どもを選び好みしないで育てたい
- ・障がいがあるかもしれないと言って乳児を里親委託しないという考え方は違うのではないか
- ・施設にいた子ども同士のつながりについて
- ・委託された子どもが家庭復帰した後の里親の役割——子どもを同じ地域に住む里親に委託することのメリットの一つは、里親が家庭復帰後の子どもを支えることができるという点にある——
- ・里親はふるさとづくり、子どもに何かあったとき頼れる場所でありたい
- ・子どもの意見を尊重すること、子ども自身の選択を大切にすることについて

●栃木県 県北地区里親会のデータ●

県北地区里親会会員数：58名

委託児童数：32名

会の活動：里親サロン、そば打ち、イチゴ狩り、キャンプ、バーベキューなどの里親子交流、児童養護施設の子どもたちとのふれあい交流、各種大会への参加、研修会の開催など

- ・何事も隠さず子どもとコミュニケーションを取ることで信頼関係ができていくのではないか

初めての子どもを委託されている里親さんは、「グチや悩みを相談しあってストレス解消ができる。何より先輩里親さんの話を聴けることで、自分の現在の子育てのさらに先を見ることができる」と里親サロンの感想を述べてくれました。会長の小口さんは「里親をやっていれば辛いこともたくさんある。里親自身が傷つくこともある。だからこそ、里親同士で語り合い、助け合い、支え合う場として、里親会があり、里親サロンがある」と話してくれました。ちなみに、栃木県では里親登録をした人には、里親会への入会を勧めているそうです。現在、県北地区里親会では、登録した里親さんは全員入会しているといいます。



里親会独自の里親サロン

県北地区里親会では、児童相談所が呼びかけて行われる里親サロンの他にも、地域の公民館などを借りて里親会として実施する里親サロンも毎月1回行っています。宇都宮事件（2002年に宇都宮で起きた里母による傷害致死事件）以来、栃木県の里親会は里親サロンの重要性を強く感じ、児童相談所が開催するサロンだけでなく、里親会としてのサロンも持つようになった経緯があると会長の小口晋さんは話してくれました。

「12月には子どもたちも参加してクリスマス会を行う予定です。養育が終了していたりする人の中には参加が難しい方もいますが、子どもが現在委託されている里親家庭はほとんどが参加してくれると思込んでいます。里父さんも参加できるよう休日に行うという配慮もしています」



ボートで大海にこぎ出す

小口マスエさんは、専門里親研修に参加したときに、他の県の里親さんたちが非常に熱心で、たいへん刺激を受けたと語っていました。

また今年度新たに会長となった小口晋さんは、次のように語ってくれました。

「全国里親大会あいち大会に参加したときに、他



中央が、栃木県里親連合会・県北地区里親会会長 小口晋さん
後ろ左から、田村英子さん、谷口麻衣さん、小口マスエさん
他の参加者の方は、お子さんのお迎えなどで途中退席されました。

の県の会長さんは本当によく勉強している、と感じたんですよ。『井の中の蛙』とはこのことで、栃木県にいると栃木のことしか見えないからなあ。それでいいと思っちゃうんだよなあ。でも、他の県の里親さんたちはみんなもっと熱心に頑張っている。栃木県の里親ももう少し頑張らないと。そのために、これからボートで大海にこぎ出そうとしているところなんです。もちろん今は、ボートだけど、いずれ客船ぐらいにはならないと…！」

小口さんは、全国や関東の動向を知るため、これからも、何かの集まりのときには、参加をしようと思っているそうです。

そう語ってくれた小口さんに、「会長、栃木県の宣伝も一緒にきてくださいね」と茶々を入れ、周囲の笑いを誘ったのは、初めての子どもを委託されている里親さんです。みんな笑ってはいますが、顔は半分真剣。なぜなら、それも栃木県で育つ子どもたちのためだからです。現在育てている子どもたちが成長し、大人として生活するようになったときに、栃木県が豊かでありますように、という願いが込められているからです。



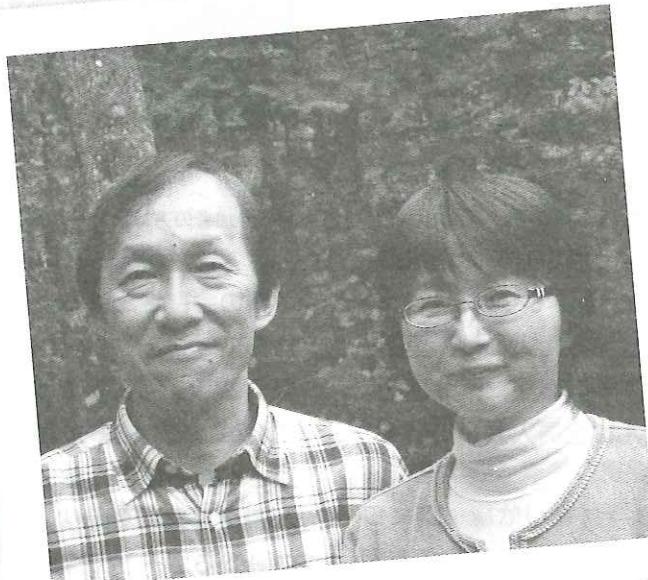
里親サロンに参加して

サロンでのお話を聞いた私には、栃木県県北地区里親会の里親さんたちは、すでに客船に乗っているよう見えた。気持ちや方向性はきっと他の県の里親さんたちにも負けません。だから、あとは船をこぎ出すだけなのだと感じました。里親サロンでのお喋りをエネルギーにして、これからますます活発な里親会になっていくことを期待しています。

私の養育体験



ト 蔵 亜 希 子 さん (宮城県・ざおうホーム)



わが家で大きくなっていく子どもたち ——幸せな大人になってね

家族として暮らしながら

私たち夫婦は里親登録をして25年になります。平成18（2006）年に宮城県で最初のファミリーグループホームになり、平成21（2009）年にファミリーホームに移行しました。現在は、6歳から高校生まで6人の子どもたちと暮らしています。

小学3年生のBは昨年春、2年生になる春休みに来ました。彼がわが家に来て間もないある日のことです。小学6年生のAに「A君にはお母さんがいるの？」と聞きました。Aは「いるでしょ、ここに」と、私を指します。「そうじゃなくて、本当のお母さん」「だから、本当のお母さんでしょ」。私がAに「B君が言っているのは、Aを産んだお母さんのことでしょう」と言いますと、「いるけど、もう顔忘れたし、一緒に住んだことないし」と答えます。Aは幼稚園の卒園式の日に、S園からわが家に来ました。そこで、私はAに「S園に行く前、お母さんと暮らしていたでしょう」と話しました。Aがお母さんの顔を覚えていないのは本当ですが、一緒に暮らしたことは忘れてはいません。

一方、Bは生まれてすぐに乳児院、そして児童養

護施設で育ちました。Bにとって、わが家は「ざおうホーム」という“小さな施設”です。

来た当時、Bは「こんなところにいたくない。もっと大きな施設がいい。ここは本当のうちみたいにお父さん、お母さんだから嫌だ。名前も呼び捨てにされるし。僕を呼び捨てにしていいのは、本当の家族だけだ（S園では「Bちゃん」と呼ばれていました）。学校でも本当の兄弟じゃないのに、A君の弟とか言われて、すごく嫌だし」と訴えていました。Bにはふたりのお姉ちゃんが施設にいて、おばあちゃんのところに帰省すれば、ママや叔母さん、いとこなども集まります。Bにとっての家族はそこにいるのです。

わが家の6人の里子のうち3人は、実親や親族がいます。「共に暮らすことは望めなくとも、面会や手紙のやり取りを」と願っていますが、それさえもなかなか困難です。Aのように親との交流のない子には「お兄ちゃんたちみたいにずっとうちにいて、うちで大きくなっていくんだからね」と伝えています。

“お兄ちゃんたち”とは、既に社会人となったH（33歳）とM（27歳）です。2人とも近くに住んで、常に行き来があります。自立に至るまでにはいろいろありましたが、今になれば、すべてのことは必要

な過程だったのだと思えます。養子縁組をしているわけではありませんが、私たちを両親、わが家を実家と思っていますし、外に対しても言っています。ここで生まれていなくても、私が産んでいなくても、大人になってから今のような関係でいられれば、これ以上望むことはありません。

最初の出会い

26年前のHとの出会いがなければ、私たちの人生は全く別のものになっていました。青森市のF園のふれあい里親で、7歳のHと出会ったのです。私たちは当時、結婚して4年ほどでしたが、流産を繰り返し、子どもがいませんでした。

きっかけをつくってくれたのは、児童養護施設での勤務経験を持つMさんご夫妻です。夫の転勤で、私たちは宮城県で里親登録。青森県からHの委託を受けた後も、Mさんご夫妻はHのことを心にかけて、私たちを励ましてくださいました。

Hは親のネグレクト（当時はまだ一般的には使われていない言葉でした）により5歳で入所、初めて会った時も言葉が少なく、怒ると物を投げる、気に入らないと大泣きするという具合でした。もちろん、かわいいところもいっぱいありました。「集団生活では難しい子どもなので、ぜひ里親に」との園長先生からの言葉で、里親について全く知らなかった私たちがHの里親になったのです。

Hにとっては施設から家庭へ、そして青森から仙台へという大きな変化でしたから、大変な負担だったでしょう。幸い、近所に住む同じクラスの男の子と仲良くなり、その子は人との関係を作るのが苦手なHを心配して、様子を見に来てくれたりしました。

Hの問題は思春期に大きく現れました。高校1年生の時、実母との再会で「あんたなんかいらない子」だと言われ、ショックを受けて帰って來たのです。私たちに対する反抗から、実母に対してはそれなりの思いを抱いて会いに行つたのですが……。

その後から、本格的な長い長い反抗期が始まりました。「あんたらみたいに本当の親に育てられた人には、わからないんだ」「こんな家に来たくなかった」と何度も言われました。お互いに理解し合うことが難しい時期でした。私が「本人もつらかったのだ」と思えるようになったのは、彼の反抗期が終わってからです。

思春期真っ最中

高校1年生のDも、幼稚園の卒園式の日にわが家にやって来ました。その時、「Dがこの家に来たことは、園の先生からお母さんにお知らせしてあるよ。Dが大きくなって、お母さんに会いに行きたいとき

は協力するから」と話しました。

小学1年生の時、学校で作った七夕の短冊にDが「本当のお母さんに会えますように」と書いたことを近所の女の子から聞きました。翌年、夫がDに「短冊になんて書いたの？」と聞くと、「母さんには言わないでね。本当のお母さんに会えますようにって書いた」とのこと。それをHに話したところ、「あの子はまだ小さくてわからないけど、私は、産みの親より育ての親っていうのをわかっていますから」と言うのです（Hはときどき、改まった口調で話をします）。私を慰めたかったのでしょうか。

Dは、自分の親についてほとんど話題にしませんでした。ファミリーホームになってから短期委託の子どもの出入りがあり、その子どもたちの実親の話題が多くなりました。その中で昨年、Dが「僕なんか、本当の親に会ったことないもんね」と言うので、夫が「この父さんがいるからいいじゃないか」と言うと「……」。「そういうわけにもいかないか」「うん」という返事でした。

その時がいつ来るかは分かりませんが、実親との再会を果たし、そこからまた考えて大人になっていくのかもしれません。でも、Dにとってここは自分の家です。「僕の自慢できることは家族が多いこと」とも言っていました。

Dは感情的になることがほとんどなく、人とぶつかることを好みません。小学生3人のトラブルも上手に仲裁してくれます。そんなDが自分の反抗期をどう表現していくのか、少し心配でした。今年の夏休み以降、夕食のテーブルにつかず、遅くなつてから食べたり、休みが明けてもお弁当を持っていかなかつたり……。これがDなりの反抗なのかとも思っています。2ヵ月ぶりにみんなと食卓に着いた夜、小学生たちと年長児のいつもの騒がしさに「うちのご飯って、こんなにうるさかったっけ？」と言っていました。その後、また1人で食べています。

みんな、幸せになって

先日、肩を痛めた私をMが病院に連れて行ってくれたとき、彼が運転しながら「お母さん、逆になっちゃったね」と言いました。Mが小学5年生の春、足にけがをし、私はMを乗せて通院したのです。あれから、ずいぶん時間が経ちました。

Mは自分の目指した保育士になり、現在、町の保育所で働いています。Hは畜産会社に勤務し、この夏、パートナーを得て自立。仲よく暮らしています。

わが家でこれから大きくなっていく子どもたち、まだまだ、いろいろなことを乗り越えなければなりません。「子ども時代につらいことがいっぱいあったよね。でも幸せな大人になってね。大人になってからの方がずっと長いのだから」と思っています。



里親とファミリーホームで 〈家庭養護〉の拡充を

ト 蔵康行（日本ファミリーホーム協議会会長）

全国里親会内に事務局を移転

日本ファミリーホーム協議会の前身は、里親ファミリーホーム全国連絡会です。私をはじめ、多人数養育をしていた里親たちが「子どもたちのために、ファミリーホームを国の制度に」と切実に願っていました。平成17年8月、制度化を国に働きかけることと、会員相互の交流・情報交換を主な目的として、「里親ファミリーホーム全国連絡会」が設立されました。平成21年4月からの「小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）」の法制化に伴い、現在の名称に変更されましたが、事務局はずっと事務局長の個人宅に置かれていました。

制度化によって当事者団体としての位置付けも高まり、関係機関との連絡・調整や制度への問い合わせの急増など、事務局長の負担は、家族を含め、たいへん大きなものとなりました。また、事務局長が不在時には連絡がつきにくいという課題も生じました。ファミリーホームですから、子どもたちが電話に出ることも当然あるわけです。

こうした課題を解決すべく、今年6月より、全国里親会の全面的なご協力により、事務局を全国里親会内に置かせていただくことになりました。

里親とファミリーホーム事業者の連携は、国の「家庭養護の一層の拡充」という方向性のもと、今まで以上に必要とされています。また、里親会の中でファミリーホーム制度への理解を深めていただくためにも、有用なことです。10月1日に開催された「全国里親大会あいち大会」の分科会でも、ファミリーホームがひとつのテーマになりました。分科会の最後に、廣瀬清藏会長より「全国里親会としてファミリーホームの制度化に向け、厚生労働省に要望してきた経緯がある。ファミリーホームをされている方

は、日本ファミリーホーム協議会にぜひ加入してください」という旨のご挨拶をいただきました。全国里親会に未入会のファミリーホームの方々は、私たちの会はもちろん、全国里親会にもご加入くださるようにお願いいたします。

第6回ファミリーホーム研究全国大会

当会では、毎年8月に全国大会を開催してきました。6回目となった今年のテーマは「とことん語ろうファミリーホーム～子どもたちの未来のために～」。会場となった東京都港区の日本財団ビルには、約200人もの参加がありました。

基調講演は、横堀昌子先生の「育ちと暮らしの原点としての家庭を考える～横堀ホーム30年の実践の中から」でした。ファミリーホームの出発点、原点ともいべき横堀ホームの生活の中にいらした先生のお話からは、横堀ホームというひとつの家庭がそこで暮らした子どもたちに与えたものを知ることができ、ファミリーホームの役割を改めて確認するものとなりました。

今年の大会の特徴は「聞く大会から、自ら発信する、参加する大会へ」と視点を移したことです。初めての企画として、沖縄・徳島・宮城・東京から、4ホームの実践報告をお願いしました。みな異なった形態でしたが、それぞれの地域でのファミリーホームの存在意義を聞く者に与えてくれました。

その後のグループ討議（1グループ6人）では、十分に時間をとった話し合いがもたれました。参加者からは「たくさん話ができる良かった」「さまざまな立場の話を聞いて良かった」といった感想が多く寄せられました。従来の分科会も「テーマ別トーク」という形に変え、発表者を置かず、参加者に自由に発言していただくようにしたところ、時間が足



大会でのグループ討議の様子

りないほどでした。

私たちは、置かれた立場は異なっても、課題を持ち寄りながら、より良いあり方を模索しています。そして、それが、それぞれの家庭で、子どものより良い育ちを保障していくことにつながっていきます。

ファミリーホームのこれからと課題

ファミリーホームの開設は順調に進み、平成21年度から2年で120ヵ所を超えるました。おそらく今年度中には、26年度までの目標数であった140ヵ所を超えることになるでしょう。

里親型が中心になって始まったファミリーホームも、施設職員経験者や法人立など、制度の想定する他の形態のホームが増えつつあります。厚生労働省は平成36年を目安に、ファミリーホームを1000ヵ所に、里親とファミリーホームを合わせた、家庭で子どもを育てる＜家庭養護＞の割合を全体の3分の1にという目標を掲げています。「児童養護施設の小規模化と施設機能の地域分散化による家庭的養護の推進」という方向の中で、児童養護施設によるファミリーホームの設置を進めることができます。この1000ヵ所という数字には見込まれています。

社会的養護が社会に認知されていくためには、地域に広く里親やファミリーホームが点在していくことが不可欠です。里親家庭やファミリーホームが、多様化する家族のひとつの形として理解されることが、社会的養護のもとで育つ子どもたちの「生きやすさ」にも結びつくはずです。地域での日常の暮らしの中で、新しい家族、家庭のあり様を示していきましょう。

ファミリーホームは本来、里親養育のひとつの類型として現れたものであり、その目的は、1人でも多くの子どもたちに対し家庭での育ちを保障する、つまり、「子どもが家庭で育つ権利を守ること」に

あります。

国の制度になったことで施設的に見られる一面があることは否めません。しかし、その本質は、「家庭という生活の場における養育」という点で、里親家庭において行われる養育と何ら変わることはないはずです。少ない人数の子どもを育てる良さと多人数養育の良さはそれぞれにあります。養育里親からファミリーホームを目指す方が、今後も続けてほしいと願っています。

私たちの会では、今年中にファミリーホーム運営者に対し、実態調査を行う予定です。目的は、制度面を含め、それぞれの運営者が感じている課題を把握すること、また、実際にどのような形でファミリーホームが成り立っているのかを把握することにあります。制度面での改善点は、会として厚生労働省に要望しますし、どのような支援が求められているかを知り、具体的な支援策につなげていく必要があります。実態調査によって、現在のファミリーホームの全体像が見えてくるはずです。ファミリーホームを運営している皆さん、ぜひ調査にご協力ください。

ファミリーホームはこれから、社会的養護のひとつの柱として成長し、社会に対して発信していくなくてはなりません。当会では、ファミリーホームの当事者団体として、その役割を担っていきます。そのため、すべてのファミリーホーム運営者に加入していただくことが必要です。

2012年第7回全国大会の予告

来年の第7回大会は8月25(土)、26日(日)、宮城県での開催となります。今年の大会でわかったことは、参加者には話したいことがたくさんあるということです。多くの方と話をする中で、新たな発見や気づきがあり、励まされ、また、自分の思いに対する確認ができる。そこに参加者の満足感があったのだ実感しています。

そこで、来年の大会は東北らしく温泉場を会場に、参加者が2日間同じ宿泊施設で共に過ごし、プログラム以外にも充分、ゆったりと時間をとれるように計画します。また、子どもたちにも楽しいプログラムを考えています。東日本大震災から復興の道を歩みつつある東北への応援の想いも込め、ぜひとも多くの方々にご参加いただきたいと思っています。

社会的養護で育った子ども

—私とCVVの関係、IFCO大会後のユースたちとの交流について—

相馬美可子 (CVVスタッフ・学生)

*CVVとは「Children's Views and Voices」の略で「子どもたちの視点と声を大切にする」という意味です。CVVは、児童養護施設で、現在生活している子どもたちや、生活していた若者たちの居場所づくりを目標に活動している大阪にある団体です。

■ 私のこと

私は0歳から6歳まで乳児院で育ちました。その後、措置変更をして18歳まで児童養護施設で生活をしてきました。現在は小さい頃からお世話になっている祖母と2人暮らしをしながら大学で社会福祉について勉強しています。

■ CVVとの出会い

私がCVVと出会ったきっかけは、アルバイト先の上司との話からです。その上司が面白い人で自分自身のことをよく話してくれる人だったので、私もつられて自分が児童養護施設で育ったことを言いました。すると偶然にも上司の奥さんがCVVスタッフだったのでCVVを紹介してくれたのです。その後CVV活動に経験者メンバーとして参加する中で、CVVスタッフの人から「スタッフにならなきか?」とお誘いがあり、スタッフとなりました。CVVのスタッフになってからは、活動がなくても会議や講演活動などで、スタッフの皆と会う機会が増えました。自分の役割も出来ました。そのため、スタッフやメンバーと一緒に喋るようになり、自分の弱音を聞いてくれたり家に泊めてくれたりと、たくさんお世話になるなかで自分の居場所はCVVだと思うようになりました。

■ CVVのスタッフになって

CVVと出会って最初の頃は、社会的養護を受け

た経験者として、精神面で支えてもらおうというスタンスで入っていたので、イベントに参加したときはただその場所にいて、「自分が楽しかったら良いんだ。支えてくれそうな人、仲良くなれそうな人を見つけよう。交通費も出るし金銭面での負担も無いし」という考えで参加していました。だから、自分から積極的に人と関わることもしなかったし、皆を盛り上げようとも思っていませんでした。CVVスタッフとなり、はじめの頃はブログの更新やニュースレターを作ることなどの事務的な作業をしていました。けれども、その後、講演会で自分の経験を話すこと、CVVの活動があると周りを見て動き、気を配らないといけないこと、会議の場所が家から遠いので費用もかかることなど、自分がしっかりしないといけないと思うことが増えて、気を張ることで、スタッフでいることは大変だと思うようになりました。しかし今は、そうしたことを他のスタッフに知ってもらえるようになり、スタッフもお互いに支え合っています。私が支えてもらっていることが多い気もしますが。

CVVスタッフになって良かったと思うことは、メンバーで集まる機会が増えたことです。会議や講演会、学習会など、何かイベントがあるから集まることもあるのですが、それ以外にも、スタッフ同士が仲良くなって家に泊まりに行くこともあります。もう一つは、自分の役割が出来たことで、自分が必要とされているような気持ちになることです。私は、施設を退所してからバイトや大学生活をするなかで、寂しさや忙しさからだんだんストレスが溜まっていました。そんななかCVVと出会ったのですが、活動の機会が少ないので、いまいち皆と馴染むこともできませんでした。そのようなときに、私の大事な人が亡くなりました。周りの人には意地を張って、自分の感情を出すことが出来ずにストレスが限界に



相馬美可子さん、IFCOでのスピーチ

来ていました。そんななかスタッフになり、皆と会う機会が増えて気楽に話をするようになり、自分の役割も出来たので、CVVが自分の居場所で、自分が必要とされている人間なんだと思うようになりました。

■ CVVを知ってほしい

私がCVVと出会ったのは偶然ですが、もっと前から関わっていたら良かったのになと思います。今は同じ施設出身の子にCVVを紹介しています。私の出身の施設だけでなく、他の施設出身の子どもにも、児童養護施設を退所する前に、「社会に出てからの支えになるところがあるんだよ」という情報を教えてあげたほうがいいと思います。

そして施設に居る頃からそういう所と関わり、自助グループの人と関係を作っていれば、退所してか

ら何かあった時に相談に行きやすくなると思います。施設職員は忙しそうで、とても自分から「助けて」と言えるような状況ではないのです。

■ IFCO(国際フォスター機構・カナダ大会)後のユースメンバーとの関わり

今回のIFCOでユースの子(IFCOに参加した14~24歳の若者)と出会い、一緒にワークショップをしていくなかで、今の日本の社会的養護の施設養護と里親との違いや、お互いの経験や思うことを話しました。日本に帰ってからも、何人かと連絡を取り続けています。

日本に帰ってすぐユースで出会った、なり君とCVVの交流会をしました。交流会の中ではカナダのIFCOの報告をした後、CVVのスタッフと、なり君が社会的養護について意見交換をしました。8月にはCVVのスタッフが東京の施設や自助グループを訪問しました。その時にユースで一緒だった関東の子と連絡を取り合って、CVVスタッフとユースのメンバーで昼ご飯と一緒に食べました。

9月には、里親の渡辺さんに依頼されて里親研修の講師として、ユースの2人と私が集まっていますが、残念なことに台風のせいで延期になりました。ですが打ち合わせをするために集まつたので、久しぶりに顔を見ることが出来て嬉しかったです。私は今後も里親のワークショップなどに参加して、ユースの皆さんに会いたいです。

CVVの主な活動

○『みんなの会』(交流および社会経験事業)

2ヶ月に1回程度、実施しています。施設で生活している中・高校生を対象としています。お泊り会・交流会・ワークショップ(クラフト、料理、ほめ言葉の作成等)・スポーツなどを企画しています。季節ごとの行事(お花見会、忘年会)も実施しています。

○『しゃべるんです』(対話・エンパワメント事業1)

2ヶ月に1回程度、JR鶴橋駅近くのeトコ※や施設にて実施。施設で育った経験のあるメンバーと参加者が語りあいます。気軽な座談会のイメージです。CVV活動に興味のある方は、ぜひお越しください!! ※eトコ【居住と交流・家族体験】大阪市東成区東小橋2-5-32 etoko@mbe.nifty.com

○『でまえいっちょー』(対話・エンパワメント事業2)

施設で育ったメンバーが、施設を訪問し、子どもたちの声を聴く事業です。互いの自尊感情をケアし、高めていきます。

○『講演・出版など』(社会的啓発事業)

当事者の声や社会的養護について、ニュースレター、ブログ、講演、本の出版などを通じて発信しています。講演・出版などの依頼募集中!!

○『CVV学習会』(学習および研究事業)

社会的養護をテーマとした学習会を実施しています。

○『お泊り会』(経験者メンバーの癒しの場・エンパワメント事業3)

主に経験者メンバーと経験者スタッフが一緒にお泊りをして、夜中まで語り合い、社会生活の中での息抜きの場としています。気楽な感じでお泊り会をしています。参加費として1泊500円です。基本的にはeトコでお泊りをさせて頂いています。

●各ブロック研修大会の報告●

全国里親会では全国を地域ごとに8つのブロックに分け、毎年ブロックごとの研修大会を開いています。今号では、7月から9月にかけて開かれた九州、北海道、四国の各大会の様子を紹介します。原稿及び大会写真は、主催した里親会事務局にお願いしました。なお、東北ブロックと関東ブロックは東日本大震災の影響で中止になりました。

九州地区里親研修大会（7月23日、24日）

大会は2日間にわたり、福岡県春日市のクローバープラザを会場に、里親・里子・行政関係者など約200名の参加を得て盛大に開催されました。

まず、基調講演では、九州大学大学院の當眞千賀子（とうま・ちかこ）教授（人間環境学研究院）に、「里親養育における仕組みづくりの大切さ」というテーマで、実際の里親の養育事例を踏まえ、里親養育の現状や取り組み等についてお話しいただき、里親及び里子を支援していくために何が必要なのかを学ぶことが出来ました。

次に、パネルディスカッションでは4名のパネリストを迎える、「里親が出来てよかった、あってよかった、やってよかった、会えてよかった」をテーマに、里親や行政、施設の視点から関係機関と連携した子どもの支援の方法やあり方、また、里親制度の必要性等について、参加者からの声を交えながら、活発な意見が交わされました。

2日目は里親として持つ「告知」や「愛着発達障害」など、さまざまな悩みをテーマにした4つの分科会と、里子同士の意見交換の場とした分科会を設



定し、それぞれのテーマに沿って参加者同士が体験談に基づく悩みや、それに対する個々の解決方法等を共有しながら、活発な意見交換が行われました。

児童福祉法の一部改正や里親委託ガイドラインの制定など、里親を取り巻く制度施策が変わっていく中で行われた本大会では、九州地区の里親や関係者が一堂に会し、里親としてのやりがいや子どもたちをより一層支援していく体制づくりの必要性を共有できた研修会となりました。

（報告：福岡県里親会事務局 矢野）

北海道地区里親研修大会（9月11日）

北海道地区大会は9月11日(日)、室蘭市内のホテルを会場に220名の参加を得て盛大に開催されました。大会前日の午後から、当連合会の臨時理事会を開催し、夕方より各地区から参加の里親及び関係機関・諸団体等の関係者が一堂に会して、里親子交流会を開催しました。

今大会では「出会いに感謝～与えよう温かい心、育てよう豊かな心、広めよう命の感謝と喜びの絆～」というスローガンを掲げ、まず、廣瀬会長が「社会的養護における里親制度への期待が高まるなか、里親の資質向上を図るためにも、本大会の趣旨を大切にし、里親制度の普及啓発と共に里親支援事業の取り組みが重要である」と述べられました。

特別講演では、「出会いは人生のスタートライン」と題し、教員を退職され、日高管内新冠町内で自立援助ホーム「新冠こたにがわ学園」を立ち上げた黒川正紀学園長が、青少年の社会的な自立のサポートに全力を注いでいる幾つかの事例を発表されました。里親の皆さんから好評を博する講演内容でした。

午後からは、「出会いに感謝～里親家庭で育ったこと」をテーマに2名の元里子と実子による「シンポジウム」を行いました。

「里親家庭で育ち母親となった今、自分が親になって改めて親のありがたさが分かり、多くの出会いに感謝している」(21歳)との言葉、そして、「里

親との養子縁組を自分の意思で決めた私、現在は専門学校で保育士を目指している。自分には4人の親がいる」と紹介した元里子（20歳）、また、里親家庭で育った実子は「実子・里子の区別なく生活ができる、大家族の中で育ってきたこと。これまでの出会いや別れを通して得たものをいつまでも大切にして行きたい」と述べていました。

最後に、参加した里親とシンポジストが意見交換をし、元里子の意見・思いを聞くことができました。この思いと「出会いに感謝」し、閉会となりました。

（報告：事務局）



四国地区里親研修会（9月11日）

四国地区里親研修会は、JR高松駅近くのホテル「ニューフロンティア」で開催され、四国4県（香川・徳島・愛媛・高知）から里親、児童福祉関係者など100名余の参加がありました。

開会式の後、全国里親会副会長の星野崇氏から「里親委託の推進と全国里親会」の状況報告があり、里親が全国及び各地域の里親会に結集して活動していく必要性を確認しました。

その後、里子を養育している里親の体験談は、参加者に感動を伝えてくれて、その語り口はいまでも記憶に残っています。

昼食をはさんで午後から、研修のメインである講演がありました。高松大学の馬場広充先生の「子どもの気になる行動と対処法」というテーマで、現場での実践経験を交えて、子どもの発達年齢に応じた理解と対応の必要性を熱く語られました。そして、

「里親がそうしたノウハウを知らないと、虐待をしてしまう可能性もあるので、里親自身が支援を受ける手だけを身につけることも必要」とアドバイスされて有意義なものとなりました。

講演の後、「養育力と里親支援」をテーマに8グループに分かれて話し合いを行いました。里親が日常の子育てで感じていること、困っていることを中心に熱のこもった率直な討議になりました。時間的な制約もあり、テーマを深めるまでに至らない面もありましたが、意見交換を通して「里親サロン等に参加して孤立しないで支え合うことが、養育力を高めていくことにつながる」と確認しました。

来年、徳島県での再会を楽しみに、盛況のうちに閉会しました。 （報告：香川県里親会事務局）



「社会的養護とファミリーホーム」のご紹介



日本ファミリーホーム協議会では、福村出版から年1回、『社会的養護とファミリーホーム』という雑誌を出版しています。今年6月には第2号が刊行されました。

毎年8月に開催している研究全国大会での報告が中心ですが、内容が盛り沢山で、好評を博しています。

定価は1575円。全国里親会事務局を通しますと、2割引きで購入できます。ぜひ、御一読ください。

◆妊娠期からの妊娠・出産・子育てなどの相談体制が充実してきています

厚生労働省は今年7月、「妊娠期からの妊娠・出産・子育てに係る相談体制の整備について」との文書を地方自治体に通知しました。

「妊娠などについて悩みを抱える者が相談しやすい体制を整備するため、妊娠などに関する相談窓口を設置し、妊娠などに関する窓口であることを明示して周知を図ること」として、女性健康支援センターや都道府県・市町村の母子健康相談窓口などとともに、児童相談所においても妊娠期から相談にのり、子どもが出生後に支援の必要が見込まれる場合は、養育里親や特別養子縁組などについて説明し、同意を得ておくなどの早期対応が必要である、としています。また、相談は匿名でもよいとされています。

国のこの動きを受けて、日本産婦人科医会は「妊娠などについて悩まれている方のための相談援助事業」をスタートさせ、各都道府県産婦人科医会会长に協力を依頼しています。この動きをより一層周知させるため、厚生労働省は10月20日に各都道府県の主管課に周知のための通知をしています。

新しい命の誕生を社会が喜んで迎えるため、いま体制

が整備されつつあります。私たち里親も、乳児の早期委託、あるいは新生児里親委託の仕組みが整備されるよう、地方自治体や児童相談所に働きかけていきましょう。また、地域にこうしたことで困っている人がいたら早期に相談機関へつないであげましょう。

◆東日本大震災中央子ども支援センター協議会が発足

被災地では子どもの心の問題をはじめとして、子ども・家庭・地域に寄り添う専門家が不足していることから、支援の体制構築が急務です。

このため日本子ども家庭総合研究所は、厚生労働省の要請に応じて、子どもに関する民間団体を組織して専門的、継続的な支援を行うために「東日本大震災中央子ども支援センター」を設置しました。また、関係の学会や民間団体などとの支援方策を協議・支援活動を展開するための「東日本大震災中央子ども支援センター協議会」を設置し、10月27日、第1回目の協議会が開かれました。

現在、全国里親会も含めて43団体が協議会に参加していますが、全国里親会としては積極的にこの協議会に関わっていくこととしています。新しい動きがありましたらお知らせしていきます。

書評



明石書店から『里親と子ども』(第6号)が発行されました。特集は「養育の不調をどう防ぐか」と「子どもの自立支援」。

近年、里親の不調が増える傾向にあるようですが、それは子どもにとってだけでなく、里親にとってもつらい体験です。どのような支援があればいいのか、あるいは不調にならないようなマッチングはどうあればいいのか、支援の事例や防止策、海外の取り組みなどを紹介しています。(定価1500円+税。全国里親会事務局を通して、2割引きで購入できます。)

全国里親会の事業報告など

全国里親会の平成22年度事業報告、収支計算書、平成23年度の事業計画書、収支予算書については全国里親会のホームページを参照願います。

<http://www.zensato.or.jp/>

編集後記

●新たに編集委員に加わりました。皆様のお役に立ち、考える素材になるような情報等をお届けできればと思っております。一人では解決できない課題・問題を全国の仲間や多くの方々と一緒に考えていきませんか。そのためには「里親だより」をご活用ください。(加藤) ●アメリカでは里親を時にリソースペアレントと呼ぶそうです。地域のリソースのひとつとして、里親は地域社会へ働きかける役割と責任を負っているというのです。日本の明日の里親像と言えないでしょうか。(木ノ内) ●今回は、栃木県 県北地区里親会の里親サロンを訪問しました。とても温かく、喋りやすい雰囲気のサロンでした。全国各地で行われているであろう里親サロン。その里親サロンを通じて、里親会を盛り上げていけるといいなと思いました。(三輪) ●今回の全国里親大会あいち大会を貢いでいたのは、「子どもは家庭で幸せに育つべき」という関係者の意思でした。里親委託や特別養子縁組を推進していくには、児童相談所の体制整備が欠かせません。佐藤隆司さんが提案してくださいました「里親業務の専従課(係)」の設置を強く望みます。(村田)